

関係各位

2020年6月4日  
特許業務法人梶・須原特許事務所  
代表社員 梶 良之

緊急事態宣言の解除に伴う対応について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き下記のとおりに対応を実施してまいります。

ご不便をおかけすると存じますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 時差出勤および在宅勤務の継続

政府や自治体による新しい生活様式の提言及び事務所所員の通勤時の感染リスク回避の観点から、引き続き時差出勤およびリモートツール導入による在宅勤務を行っております。

2. 電話・郵便等の対応

大阪事務所は、通常通りの受付業務を行っておりますが、在宅勤務中の所員への電話でのご連絡には、折り返しとなりますのでよろしくお願い致します。

東京事務所は交代制での勤務のため、不在時の電話は大阪事務所へ転送されます。

3. メール

全所員、送受信可能です。

4. Web 会議システムの利用

お客様との面談、所員間での連絡につきまして、引き続き Web 会議システムを導入しております。各種 Web 会議システムに対応いたしますので、お問い合わせ頂きますよう、よろしくお願い致します。

5. 感染症対策について

引き続き、感染症対策（マスク着用、手洗い、うがいの励行）について、所員全員に周知徹底しております。また、出勤中の所員については、パーティションの設置、消毒液の利用、こまめな手洗い、換気などを行い感染予防に努めております。

以上